

平成28年度区政モニターアンケート（障害への理解および障害者に関する意識） 報告および実務者会議での協議について

調査概要

- 【目的】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が平成28年4月から施行されました。障害への理解等に関するご意見などをお聞かせいただき、障害を理由とする差別の解消の推進を図るための取組等、今後の障害者施策の参考とするため、本調査を行いました。
- 【調査期間】 平成28年8月5日～8月31日
 【調査設問数】 20問（フェイスシート4問を含む）
 【回答状況】 送付数...200 回答数...164 回答率... 82.0%
- 【調査対象】 区政モニター 200人
 【調査方法】 郵送による配布、郵送またはEメールによる回収

障害のある人との接点等について

身近に障害のある方がいるかどうかを聞いたところ、「いる」が83.5%、「いない」が29.9%という結果になりました。（複数回答のため回答率の合計が100%を超えています）

また、今まで障害のある方の手助けをしたことがあるかどうかを聞いたところ、「ある」が67.7%、「ない」が32.3%人という結果になりました。

障害のある方への手助けをしたことがない理由

| | |
|--|------------|
| たまたま機会がなかった | 43人(81.1%) |
| どのように声をかければよいか分からなかった | 13人(24.5%) |
| 関係者に任せたほうが良いと思った | 10人(18.9%) |
| ※その他「どのように手伝ったらよいか分からない」「手助けを申し出ても、かえって迷惑に思われるのではないかと躊躇する」という意見もありました。 | |

障害を理由とする差別について

・世の中に、障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があるかどうか聞いたところ、83.0%の方があると思うと回答しています。

また、障害を理由とする差別は「無意識に行われていることが多い」と回答した方が63.3%となりました。

・平成28年4月に施行された障害者差別解消法のことを知っているか聞いたところ、64.6%の方が「知らない」と回答しています。

法律を周知するために有効な方法

| | |
|---|-------------|
| ねりま区報等、広報紙への掲載 | 116人(70.7%) |
| 公共施設でのポスターの掲示、リーフレットの配布 | 103人(62.8%) |
| イベントや講演会を通じた情報提供 | 62人(37.8%) |
| ※法律を周知するために有効な方法として、「小・中学校で障害者と交流の場を作る」など、幼いころからの教育の機会を重視するご意見がありました。また「援助の具体的な方法を周知したほうが良い」というご意見もありました。 | |

障害のある人もない人も共に暮らす地域社会への取組

・区内の障害者団体や障害者施設で行っている行事について、参加したいものを聞いたところ「バザー、作品展」が最も多く、次いで「障害者施設のお祭り」「講演会、シンポジウム」という結果になりました。

・また、障害のある人に関わるボランティア活動について聞いたところ、71.1%の方が興味があるという結果になりました。

・障害のある人とない人が交流するために、どのような機会があるとよいか聞いたところ、「気軽に交流できる場所の設置」が最も多く、次いで「障害のある人の話を直接聞く機会」「障害のある人について知る機会」という結果になりました。

障害のある人もない人も共に暮らす地域社会のために重要なこと

| | |
|--------------------------|-------------|
| 障害のある人が安心して働き続けられる仕組み | 115人(70.1%) |
| 就学児に対する教育の充実 | 106人(64.6%) |
| 障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動 | 62人(37.8%) |

実務者会議での協議内容

具体的な支援方法に関する周知

どのような場面で、どのような手助けがあると安心か、具体的に発信する方法について協議した。

（実務者会議からのご意見）

- ・子どものころから障害者と触れ合う機会が必要ではないか。
- ・点字や手話を教える機会、車いすに乗る機会などは学校の授業である。その他に障害者とのふれあい、手助けの仕方などを伝える機会を設けるとよい。

差別をなくすための取組や法の周知について

区では、講演会の開催、簡易版パンフレットの作成等を予定しています。また、ねりま区報12月1日号では障害のある方に関する記事を予定している。

このほか、差別の解消の推進や法の周知について有効な方法等についての協議した。

（実務者会議からのご意見）

- ・パンフレット作成は当事者団体等のご意見を聞きながら作成する。
- ・職員向け研修会の内容は、実務者会議において検討し、必要に応じて協力する。

共生社会の実現の取組

障害のある人とない人が共に暮らす社会を実現するため、気軽に交流できる場所の設置、小さいころから接する機会を作る、啓発・広報活動などが挙げられました。具体的な方法等について協議した。

（実務者会議からのご意見）

- ・子どものころから障害者と触れ合う機会が大事。
- ・体験の場を子どもたちがもつための内容を、実務者会議で検討できるとよい。
- ・ボランティア活動に興味がある人が多くいる。そこから一歩踏み出して、ボランティアを必要としている人とつなぐことができるとよい。

今年度の取組について

障害者差別解消法に関する講演会の開催について

区民等に対し障害者差別解消法を広く周知することで、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、下記のとおり開催する。

- 1 日時
平成28年12月13日(火)午前10時から正午まで
- 2 場所
光が丘区民センター3階
- 3 講演内容等(予定)
 - (1) タイトル 障害者差別解消法から心のバリアフリーを考える
 - (2) 内容
 - ア 障害者差別解消法について
 - イ 障害のある人もない人も地域で共に生活するために
- 4 講師
野澤 和弘 氏(毎日新聞論説委員)
(略歴)
1983年毎日新聞入社。いじめ、ひきこもり、薬害エイズ、児童虐待、障害者虐待などに取り組む。社会部副部長、夕刊編集部長などを経て2009年から論説委員(社会保障担当)。社会保障審議会障害者部会委員、内閣府障害者制度改革推進会議差別禁止部会委員、厚生労働省今後の精神保健のあり方検討会委員などを歴任

障害者差別解消法に関するパンフレット(わかりやすい版)の作成について

- ・ 一般区民および障害のある方むけにわかりやすいパンフレットを作成し、障害者差別解消法の周知を図る。
- ・ 平成28年度中に作成する。
- ・ 企画段階から障害者差別解消支援地域協議会実務者会議のメンバーを中心に、当事者の意見を聞きながら作成する。
- ・ 平成28年度第3回地域協議会に、パンフレット(案)を提示する。
- ・ イラストやわかりやすい表現を使用し、簡潔な内容とする。

区職員向け研修の実施

- ・ 平成29年2月に研修会を実施予定
- ・ 障害者差別解消法の概要の説明や相談事例の紹介、障害者やその家族の話を聞く機会を設ける。
- ・ 庁内ネットワーク環境を利用した研修を実施(全職員向け)

その他

- ・ 相談事例の収集・分析(継続)
- ・ 地域協議会での協議および検討事項について、事務局で検討し、来年度の取組(案)について、第3回地域協議会で協議する。